

事務所だより

平成26年6月号

安藤社会保険労務士事務所

TEL 03-6206-2320

こんにちは。最近弊所のお客様が千葉県市原市に農業体験(現地スタッフの方が日頃の作業をしていただけます)できる市民農園的な施設をオープン致しました。私も一区画契約し、月に1回~2回程度子供と通っています。先週は、1か月前に種を蒔いた廿日大根、ジャガイモ、ガーデンタスなどが収穫できました。夏場にはトウモロコシ、枝豆、キュウリ、ズッキーニなども収穫予定ですので自分で育てた?ものを収穫し食べる体験を子供と一緒に楽しみたいと思っています。また、いよいよ暑くなってきましたので皆様、御身体ご自愛ください。よろしく願い致します。 安藤

Contents

- ブラック企業と呼ばれないために
~労働時間の適正化について
- 個人住民税均等割の税率改正について
- 事務所スタッフより

■ブラック企業と呼ばれないために ~労働時間の適正化について

最近、「ブラック企業」という言葉がメディアを賑わせています。

実は、厚生労働省では、ブラック企業という言葉は使用していませんが、関連して次のような調査を実施していますのでご紹介いたします。

「若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況」(平成25年12月17日発表)

【重点監督の結果のポイント】(詳細は下表の通り)

1. 重点監督の実施事業場：5,111 事業場
2. 違反状況：4,189 事業場(全体の82.0%)に何らかの労働基準関係法令違反
<1のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場>
 - ・違法な時間外労働があったもの：2,241 事業場 (43.8%)
 - ・賃金不払残業があったもの：1,221 事業場 (23.9%)
 - ・過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかったもの：71 事業場 (1.4%)
3. 健康障害防止に係る指導状況
<1のうち、健康障害防止のため、指導票を交付した事業場>
 - ・過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの：1,120 事業場 (21.9%)
 - ・労働時間の把握方法が不適正なもの：1,208 事業場 (23.6%)
4. 重点監督において把握した実態
 - ・重点監督時に把握した、1か月の時間外・休日労働時間が最長の者の実績
80時間超：1,230 事業場 (24.1%) うち100時間超：730 事業場 (14.3%)



「重点監督」実施件数等

業種	事項	重点監督実施事業場数(注1)	何らかの労働基準関係法令違反があった事業場数	違反事項		
				労働時間	賃金不払残業	健康障害防止対策
合計		5,111 (100.0%)	4,189 (82.0%)	2,241 (43.8%)	1,221 (23.9%)	71 (1.4%)
主な業種	製造業	1,501 (29.4%)	1,222	647	233	39
	建設業	208 (4.1%)	164	88	77	1
	運輸交通業	574 (11.2%)	491	326	105	3
	商業	987 (19.3%)	821	428	321	4
	金融・広告業	106 (2.1%)	80	36	34	1
	教育・研究業	147 (2.9%)	118	65	35	3
	保健衛生業	506 (9.9%)	423	171	127	6
	接客娯楽業	381 (7.5%)	335	198	141	2
	その他の事業	515 (10.1%)	396	218	112	10

【是正勧告書の交付を受けた事業場の具体的な事例】

- ・長時間労働等により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、その後も、月 80 時間を超える時間外労働が認められた事例
- ・社員の 7 割に及ぶ係長職以上の者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払っていなかった事例
- ・営業成績等により、基本給を減額していた事例
- ・月 100 時間を超える時間外労働が行われていたにもかかわらず、健康確保措置が講じられていなかった事例
- ・無料電話相談を契機とする監督指導時に、36 協定で定めた上限時間を超え、月 100 時間を超える時間外労働が行われていた事例
- ・労働時間が適正に把握できておらず、また、算入すべき手当を算入せずに割増賃金の単価を低く設定していた事例
- ・賃金が、約 1 年にわたる長期間支払われていなかったことについて指導したが、是正されない事例

この調査結果を見ると、労働時間の管理ができていなかったり、また、その方法が曖昧であったり、更には、管理はしているが給与が正しく支払われていないなど、労働時間と賃金の問題に集約されます。

もちろん法令を遵守し、労働者の心身の健康に配慮した上で、労働時間に見合った賃金を支払うことが基本となりますが、会社としては、ダラダラ残業を始めとする無用な残業を無くし、労働者にいかに効率良く生産性の高い仕事をしてもらうかが大きなポイントになります。

労働時間の適正化のためには、残業承認制の導入など対症療法としての手法はありますが、根本的な解決にはつながりません。まずは、経営トップが「無用な残業の中止」

という明確な方針を打ち出し、その上で、業務の標準化ができていないか、業務の手順や手法に無駄が無いか、個人の能力向上のための施策が行われているか、組織的・構造的な問題は無いかなど、上長が部下の時間管理をできているか等について洗い出し、PDCAサイクルを回して行く、ということが（時間はかかりますが）労働時間適正化への近道だと言えるかもしれません。

その上で、「限られた時間の中で最大限の成果を生み出すのが善である」という企業文化が形成され、労働者が生き生きと働き、「ブラック企業」という言葉すら出てこない、そんな企業が増えてくることを願ってやみません。

■個人住民税均等割の税率改正について

◇改正の趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、個人住民税均等割の税率が改正されます。

全国的に、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的な措置として地方税法の特例が定められたことによるものです。

引き上げ後の税率（東京都の場合）

	平成 25 年度まで	平成 26 年度から平成 35 年度まで
都民税の均等割額	1, 000 円	1, 500 円
区市町村民税の均等割額	3, 000 円	3, 500 円
均等割額の合計	4, 000 円	5, 000 円

これらの加算分については、都道府県や市区町村が行う避難所への非常用発電機の設置など、地域防災計画に基づく防災・減災事業に繋がる事業等のうち、緊急性・優先度の高い事業の財源としての経費に充てられます。

◇特例の内容

- 都道府県民税…都道府県民税均等割の標準税率について、500 円を加算した額
- 市民税均等割…市民税均等割の標準税率について、500 円を加算した額



※一部の県では標準税率に森林環境保護等を目的に、300 円から 1,000 円を上乗せしている地方公共団体もありますので、ご注意ください。



教えて先生 まめ知識

Q & A

Q. 私たちに関係する税金について体系的に教えてください。

A. 大きくは国に納める国税と、都道府県や市区町村に納める地方税に分けられ、更に、所得にかかる税金や資産にかかる税金などに分類されます。

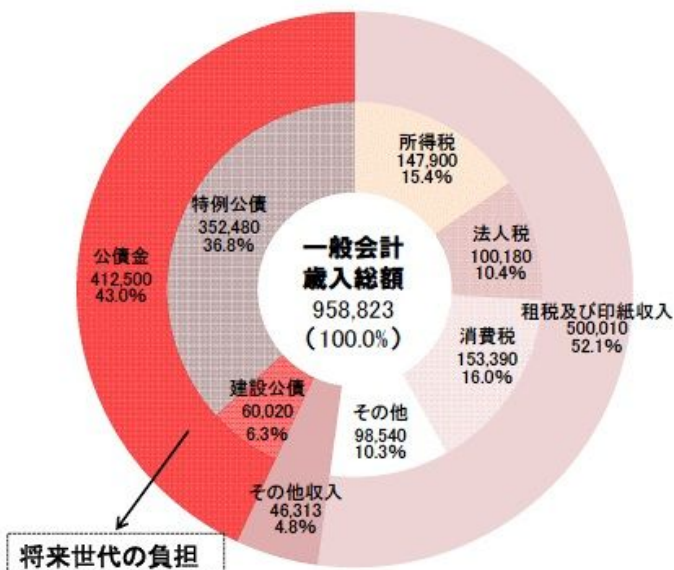
ご存知のように、税金には様々な種類のものがあります。給料から天引きされる所得税や住民税、車にかかる自動車税、土地建物にかかる固定資産税、買い物をした際にかかる消費税など、良く知られたものが多いですが、体系的に表すと下表のとおりになります。

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税	個人住民税	消費課税	消費税	地方消費税
	法人税	個人事業税		酒税	地方たばこ税
	地方法人特別税	法人住民税		たばこ税	軽油引取税
	復興特別所得税	法人事業税		たばこ特別税	自動車取得税
	復興特別法人税	道府県民税利子割		揮発油税	ゴルフ場利用税
	地方法人税	道府県民税配当割 道府県民税株式等 譲渡所得割		地方揮発油税	入湯税
資産課税等	相続税・贈与税	不動産取得税	石油ガス税	自動車税	
	登録免許税	固定資産税	自動車重量税	軽自動車税	
	印紙税	都市計画税	航空機燃料税	鉦産税	
		事業所税	石油石炭税	狩猟税	
		特別土地保有税	電源開発促進税	鉦区税	
		法定外普通税	関税		
		法定外目的税	とん税		
			特別とん税		

なお、国税について見てみますと、左の円グラフのとおり、国の平成26年度の一般会計の予算は95兆8823億円ですが、そのうち税収は約50%の50兆円にとどまっております。依然として高い水準となっております。

報道でも取り上げられましたが、増え続ける社会保障費の影響もあり、いわゆる“国の借金”が1000兆円を超える危機的な状況となっています。今般の消費税増税だけでは到底補えず、以後も様々な形での“増税”が考えられます。

(資料：財務省ホームページより)



(単位：億円)

✿事務所スタッフより✿ …労務とは関係のないコーナーです。

まだ6月とはいえ、既に夏のような日ざしで汗をかく日も増えてきましたね。特にこの時期の暑さはジメジメとしていて、不快に感じるという方も多いのではないのでしょうか。

また、この季節は細菌による食中毒に特に注意が必要な時期でもあります。食中毒は1年中発生していますが、暖かく湿気が多いこの時期は、食中毒の原因となる細菌の増殖が活発になるため、食中毒が発生しやすくなります。主な症状としては発熱や激しい腹痛、下痢、吐き気、嘔吐などです。

食中毒というと旅館や飲食店などでの食事が原因と思われがちですが、家庭の食事でも発生します。家庭での発生では症状が軽かったり、発症する人数が1人や2人のことが多いことから風邪などと間違われやすく、重症化することもあるそうです。

食中毒の菌から身を守る三原則は菌を

- ① 「つけない」 → 調理前、食材を取り扱う前後、食事前には手を洗う。保管の際にも密封容器などに入れる。
- ② 「増やさない」 → 肉、魚等生鮮食品を購入後は低温（冷蔵庫）で保管し早めに食べる。
- ③ 「やっつける」 → よく加熱して食べる（中心部を75℃で1分以上加熱することが目安）。調理器具も熱湯をかけて消毒する。

ことなのだそうです。

私自身も普段から意識している事項もありますが、これを機にもっと徹底できればと思います。

尾石



〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-14-7
日本橋ティュービル 3階
安藤社会保険労務士事務所
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321
URL <http://www.ando-sr.jp/>
e-mail ando@ando-sr.jp
どうぞお気軽にお問い合わせください